



■「扶養親族等申告書」の提出はお済みですか？

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれます。各種控除を受けるためには、日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は次のとおりです。

・65歳以上で年間158万円以上の年金を受給している人

・65歳未満で年間108万円以上の年金を受給している人

この申告書を提出しないと、扶養控除などの控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがあります。忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかからないので、これらのみを受給している人に扶養親族等申告書は送付されません。

■年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乘せして支給されます。今年度新たに対象になる人は、請求書の提出が必要です。案内や事務手続は日本年金機構(年金事務所)が行います。

対象となる人▶

○老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす人

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入とその他所得の合計額が878,900円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たす人

・前年の所得額が(4,721,000円+扶養親族の数×38万円※)以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

請求手続▶

日本年金機構から順次通知が送付されます。手続が必要な人には、請求書(ハガキ形式)が同封されますので提出してください。また、今年度中に世帯構成などが変更になり要件を満たすようになった人は、認定請求の手続が必要です。困国保年金課、困住民福祉課または年金事務所まで手続をしてください。

■年金受給者が死亡したときはすみやかに届出をしましょう

年金を受ける権利は、死亡すると喪失します。年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所に提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人が返納することになりますので注意してください。

また、受給者が死亡したときに生計を同じくしていた三親等以内の遺族がいる場合は、申請により死

亡した月の分までの年金が支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、受給権者死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際に必要な添付書類は、高崎年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください

日本年金機構や厚生労働省が、口座番号を聞いたり手数料などの金銭を求めることはありません。制度などを詳しく知りたい場合は年金事務所までお問い合わせください。

くらし・手続

子育て・教育

健康・医療・福祉

イベント・スポーツ

文化・生涯学習

インフォジョン

相談